平成２４年（フ）第１１８４号
京都市西京区川島玉頭町64番地
債務者　清水　　育
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１１号
京都市南区西九条蔵王町53番地　ケンジントンハウス605号、住民票上の住所京都府宇治市五ケ庄西川原32番地の24
債務者　ロゼアこと　岡上　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
広島県呉市広横路３丁目４番53号
債務者　北野　信彦
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２４９号
徳島県阿波市吉野町西条字野田原39番地４野田原団地10号
債務者　篠原　君代
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字室木712番地39
債務者　沖園　香織
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４７号
大分県杵築市山香町大字南畑4425番地１、申立前の住所大分県別府市西野口町５番19号
債務者　阿部ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
宮崎県延岡市細見町3643番地
債務者　渡部裕加里
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１４２号
宮崎県延岡市山下町２丁目１番地17　コーポ米屋205
債務者　中川　仲代
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２６９号
青森市本町２丁目２番11号　ほんちょうシニアマンション205号
債務者　三上　　孝
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
富山県中新川郡舟橋村国重17番地６
債務者　中村　大志
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０２号
富山県中新川郡舟橋村国重17番地６
債務者　中村　梨恵
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０３号
富山県中新川郡舟橋村国重17番地６
債務者　中村　謙一
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６６号
福井市三郎丸４丁目205番地　ビレッジ西村Ｂ棟
債務者　玉川　真己
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
福井市南宮地町19―５、申立時の住所福井市高木中央１丁目2410番地
債務者　山内　雅代（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
福井県越前市国中町第63号15番地の１
債務者　見延とみ子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
福井市文京７丁目17番２号　ウェルスコートタケウチ106号
債務者　岡村　健次
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
福井県敦賀市相生町18番６号
債務者　澤﨑　太郎
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係